

# 後期高齢者医療制度がスタート

(問)保健医療課医療保険係 ☎ (40) 3 2 4 7

## 制度に加入する人

4月1日から後期高齢者医療制度が始まり、対象者には新しい保険証を3月末までにお届けしています。4月になってまだ届いていない場合は、保健医療課へご連絡ください。  
※これまで持っていた保険証や、老人保健医療受給者証は4月以降使えません。



対象となる人は、  
●75歳以上の人  
●障害認定を受けている人 (65歳以上)

○新しい保険証は、1人1枚です。  
○加入手続きなどは必要ありません。



↑4月からは、新しい保険証を医療機関の窓口で見せてください。

### 4月1日以降に75歳になる人は

新しい保険証を、誕生日の前月末日までにお届けします。  
75歳の誕生日からお使いください。

保険料の納め方は2種類  
年金から保険料が天引きされる人 (特別徴収)  
→年金受給額が、年額18万円以上の人。  
納付書や口座振替で納付する人 (普通徴収)  
→○年金受給額が年額18万円未満の人  
○介護保険料と後期高齢者医療保険料の年間納付額の合計が、年間年金受給額の2分の1を超える人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」  
「特定疾病療養受療証」  
を持っている人は

新しいものを、3月末までにお届けしています。

## 重度心身障害者医療費対象者が変更になる

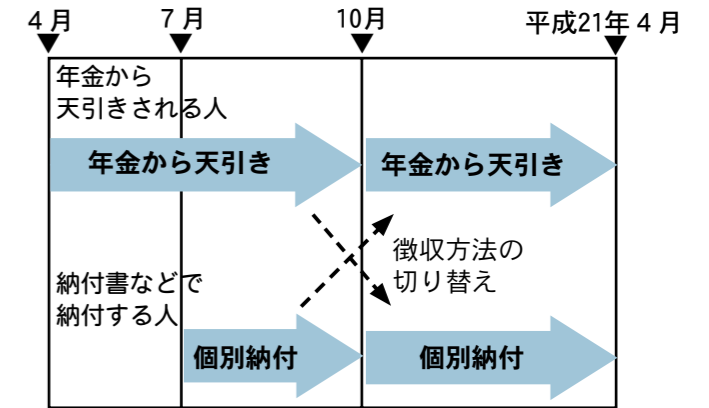
4月1日から、老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わりました。これに伴い、重度心身障害者医療費支給の対象者が、後期高齢者医療制度に加入している人となりました。  
→4月以降、65歳以上75歳未満の人で、新たに重度心身障害者医療費支給を受けようとする場合は、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。  
→3月末までに、重度心身障害者医療費支給の受給者証を交付されている人が後期高齢者医療制度に加入しない場合は、7月31日までの支給となります。

## 平成20年度の保険料の納め方

平成20年度後期高齢者医療制度保険料に関する通知書の種類や、納付を開始する時期などは、この制度に加入する直前に加入していた保険によって違います。

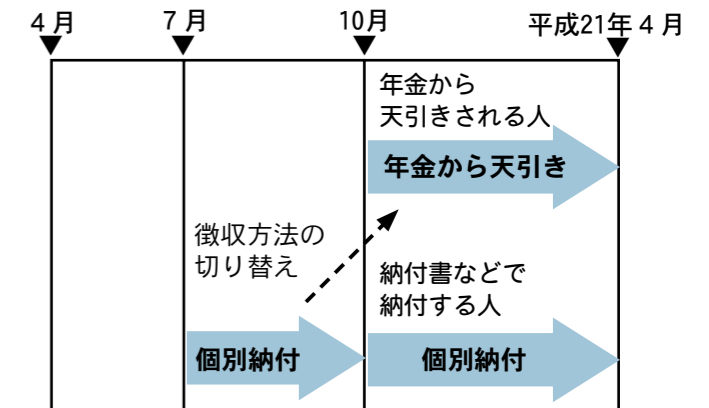
### ①国民健康保険に加入していた場合

年金から保険料が天引きされる人  
→4月に、仮徴収額決定通知書と特別徴収開始通知書が届き、4月分の年金から保険料が天引きされます。10月以降も年金から天引きされる場合は、7月に保険料額決定通知書と特別徴収開始通知書が届きます。  
納付書や口座振替で納付する人  
→7月に保険料額決定通知書と保険料納入通知書が届き、保険料の徴収が始まります。



### ②被用者保険※の被保険者本人だった場合

原則として、7月に保険料額決定通知書と保険料納入通知書が届き、納付書や口座振替などで個別に納付します。  
10月からは年金からの天引きが始まり、該当者には事前に保険料額決定通知書と特別徴収開始通知書が届きます。  
※被用者保険…政府管掌健康保険や会社の健康保険、船員保険や共済組合など。



### ③被用者保険の被扶養者だった場合

4月から9月まで、保険料は徴収されません (保険料徴収を凍結)。10月に保険料額決定通知書と保険料納入通知書が届き、原則として保険料の均等割部分が9割軽減されて、年金から天引きされます (平成21年3月まで)。  
※後期高齢者医療制度に加入する直前に被扶養者になった人や、市へ保険変更の届け出をしていなかった人は、事務処理の都合で4月から保険料が徴収されます。この場合は被扶養者と確認でき次第特別徴収を中止し、平成20年度中に納めるべき保険料を超えた額をお返しします。

